

# 松戸市身体障害者結婚祝金支給条例を廃止する条例（案）

## についてのパブリックコメントの実施について

### 1 趣旨

本市においては、身体障害者結婚祝金支給条例に基づき、昭和 46 年度より身体障害者の結婚に対し結婚祝金を支給し、その結婚を祝福するとともに、身体障害者の福祉の増進を図ってまいりました。

条例の施行から 50 年近く経った現在、障害は、制度や仕組みを含めた社会環境によって作り出される問題（生きづらさや社会的障壁）だと捉え、必要な障害福祉サービス等による支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことのできる共生社会をつくっていくことが求められております。

こうした中、本市では、第 5 期松戸市障害福祉計画・第 1 期松戸市障害児福祉計画において、障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”を目指しております。これを実現すべく、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な取り組みを推進しているところでございます。

そのため、知的障害者や精神障害者との公平性の担保の観点も踏まえ、個人を対象とした結婚祝金の事業を見直し、市全体の福祉の充実を図ることを目的として、身体障害者結婚祝金の廃止を行うものです。

### 2 支給実績

25 年度	13 人	235,000 円
26 年度	7 人	125,000 円
27 年度	6 人	110,000 円
28 年度	12 人	205,000 円
29 年度	9 人	155,000 円

### 3 現行の支給額

1 級から 4 級の身体障害者手帳を所持する者	20,000 円
5 級の身体障害者手帳を所持する者	10,000 円
6 級の身体障害者手帳を所持する者	5,000 円

### 4 施行予定日

平成 31 年 3 月 31 日